災害時における避難施設としての施設使用等に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と神奈川県立茅ケ崎養護学校（以下「乙」という。）は、寒川町内に、地震、風水害及びその他の災害（武力攻撃災害時を含む。）が発生した場合（以下「災害時」という。）における避難施設としての施設使用等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時に甲が乙に対し、乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の避難施設としての施設使用等について、協力を要請するために、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの対象者）
第２条　本協定に基づく受入れの対象者は、原則として、障害のある子ども、その家族及び付添人（以下「避難者等」という。）とする。ただし、災害の状況により乙の施設管理者が必要と認めた場合には、この限りではない。

（避難施設の提供等）
第３条　乙は、災害時に甲の要請に基づき乙の施設を、避難施設として提供する。ただし、乙の施設に避難者等を収容することができない場合及びその他やむを得ない場合は、この限りではない。

（施設使用の要請等）
第４条　甲は、次の場合において、乙に対して乙の施設を避難施設として開設することを要請することができる。

（１）災害時において、甲が寒川町地域防災計画において定める公立小中学校等の避難所に避難者等を収容することが困難な場合。
（２）その他、甲が乙の施設に避難者等を避難させる必要があると特に認めた場合。

２　乙は、第１項の規定による要請があった場合は、乙の施設が損壊、損傷等により避難施設として使用することが不適切であると認められる場合を除き、甲の要請に応ずるものとする。

（施設の使用等）
第５条　甲は、乙の施設を避難施設として使用する場合は、その安全について確認のうえ、使用するものとする。

２　避難施設として使用する場所は、体育館、自立活動室、音楽室、視聴覚音楽室、介助員室及びＡ部門教室とする。ただし、乙の児童、生徒がいる場合は、体育館及び自立活動室に限るものとする。

（避難者等の管理）
第６条　乙の施設を避難施設として開設した場合の避難者等の管理は、甲乙が協同して行う。

（施設の使用期間）
第７条　甲が乙の施設を避難施設として使用する期間は、７日とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙が協議し期間を延長できるものとする。

（使用料等）
第８条　甲が乙の施設を避難施設として使用した場合、乙の施設の使用料は無料とする。

２　避難者等が使用した電気・水道等の使用料及び避難者等を受け入れるにあたり乙が負担した費用等については、甲が支払うものとする。ただし、特別の事情があるときは、甲乙協議し、その対応について決定する。

（使用施設の原状復旧）
第９条　甲が乙の施設を避難施設として使用し、乙の施設及びその他の設備に損壊、損傷等があった場合は、甲は甲の負担により速やかにこれを原状に復旧しなければならない。

（協議）
第10条　この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ対応する。

（協定の改正）
第11条　この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議のうえ改正することができる。

（期間）
第12条　この協定書の有効期限は、締結の日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了の１ヶ月前までに甲、乙いずれからもこの協定書を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、引き続き１年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２４年１２月２５日

甲　神奈川県高座郡寒川町宮山１６５番地
寒川町
寒川町長　木　村　俊　雄

乙　神奈川県茅ヶ崎市西久保２９番地１
神奈川県立茅ケ崎養護学校
校　長　髙　山　健[redacted]